

青森県犯罪のない 安全・安心まちづくり推進計画

第6次（案）
（2024年度～2028年度）

青 森 県

目 次

第1 推進計画の基本的事項

1	推進計画策定の趣旨	1
2	推進計画の位置付け	1
3	県民等の意見の反映	2
4	推進計画の対象	2
5	推進計画の期間	2
6	施行日	2

第2 青森県における犯罪の発生状況

1	刑法犯認知件数の推移及び検挙の現況	3
2	街頭犯罪・侵入犯罪・万引きの認知件数の推移	4
3	特殊詐欺被害の推移	5
4	声掛け事案等の前兆事案認知件数の推移	5
5	サイバー犯罪の検挙件数と相談件数の推移	6

第3 推進計画の目標及び基本的方向性

1	青森県を取り巻く現状	7
2	推進計画の目標	7
3	推進計画の基本的方向性	7
4	具体的施策	8
5	数値目標の設定	8
	別添 青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画体系図	10

第4 主な取組事項

基本的方向性1 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けたひとづくり		
施策1	県民の自主防犯意識の醸成	11
施策2	防犯活動を担う人財の育成	16
基本的方向性2 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた地域づくり		
施策3	自主的な防犯活動の促進	18
施策4	児童等の安全確保に関する取組の推進	21
施策5	高齢者等の安全確保に関する取組の推進	27
施策6	観光客の安全確保に関する取組の推進	30
施策7	防犯に配慮した生活環境の整備	32
基本的方向性3 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けたネットワークづくり		
施策8	安全・安心まちづくり推進体制の整備	35
施策9	事業者との連携	38

第1 推進計画の基本的事項

1 推進計画策定の趣旨

県では、犯罪のない安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、県民、事業者、行政が連携・協力して取り組むため、2006（平成18）年4月に「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

また、同条例に基づき、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する具体的な施策を総合的かつ計画的に実行するため、2007（平成19）年4月に「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、関係機関・団体と連携を図りながら各種施策に取り組んできたところです。

2023（令和5）年度をもって第5次推進計画期間が満了となりますが、これまでの取組により、県内の刑法犯認知件数は2003（平成15）年から19年連続で減少するなど一定の成果を得ることができました。

しかしながら、2022（令和4）年から刑法犯認知件数が増加に転じていることや、特殊詐欺の被害が高齢者だけでなく幅広い世代に拡大していること、さらには人口減少や少子高齢化に伴う地域防犯活動の担い手不足が課題となっています。

こうした複雑に変化する犯罪情勢や社会情勢を踏まえ、第6次推進計画を策定するものです。

2 推進計画の位置付け

条例第8条に規定する推進計画であり、施策の方向性等、以下の内容について定めたものです。

- (1) 総合的に講ずべき「犯罪のない安全・安心まちづくり」の推進に関する施策の大綱
- (2) 犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に関する施策を計画的に実施するために必要な数値目標
- (3) 犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に関する施策を計画的かつ体系的に実施するために必要な事項

【青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例】

（推進計画）

第8条 知事は、安全・安心まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下、「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 安全・安心まちづくりの推進に関する目標
- (2) 安全・安心まちづくりの推進に関する施策の方向
- (3) その他安全・安心まちづくりの推進に関する重要な事項

3 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

なお、「青森県基本計画「青森新時代」への架け橋（正式決定後に修正）」をはじめとする関連する他の計画との整合性を図った上で、策定しています。

【青森県基本計画「青森新時代」への架け橋（正式決定後に修正）】

「青森県基本計画「青森新時代」への架け橋（正式決定後に修正）」とは、県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性について、総合的かつ体系的に示した県行政運営の基本方針です。

（計画期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間です。）

3 県民等の意見の反映

この推進計画は、条例第8条第3項の規定に基づき、あらかじめ、県民等の意見を反映させるため、「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」や、パブリック・コメントにおいて意見を聞いた上で策定しています。

4 推進計画の対象

この推進計画では、主として県民の日常生活で誰にでも起こりうる可能性がある犯罪や刑法犯認知件数を押し上げる犯罪等（街頭犯罪※1、侵入犯罪※2、特殊詐欺※3、前兆事案※4、サイバー犯罪※5、万引き）を対象とし、これらに対する県民、事業者及び行政の連携・協力した取組を通じて、犯罪のない安全なまちづくりを進めます。

5 推進計画の期間

この推進計画の期間は、2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5年間とします。

6 施行日

この推進計画は、2024（令和6）年4月1日から施行します。

- ※1 街頭犯罪とは、路上での自転車盗、車上ねらい、自動販売機ねらいなど、街頭で行われる犯罪の総称です。
- ※2 侵入犯罪とは、住宅、倉庫、事務所等に侵入して行われる窃盗、強盗及び不同意性交等（屋外・屋内を問わない。）をいいます。（不同意性交等は、平成28年度までは強姦、令和5年7月12日までは強制性交等。）
- ※3 特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗も含む。）の総称です。
- ※4 前兆事案とは、こども（18歳未満）や18歳以上の女性に対する性犯罪、略取誘拐等の前兆とみられる送り届等を口実にした声掛け、つきまとい、待ち伏せ、接触、のぞき見、盗撮、身体露出等をいいます。
- ※5 サイバー犯罪とは、主にコンピューターネットワーク上で行われる犯罪の総称のことで、ホームページの改ざん・消去、ホームページ上へのわいせつ画像の掲載、掲示板での覚せい剤や禁止薬物の販売、他人のIDやパスワード等を入力して不正にアクセスする行為等をいいます。

第2 青森県における犯罪の発生状況

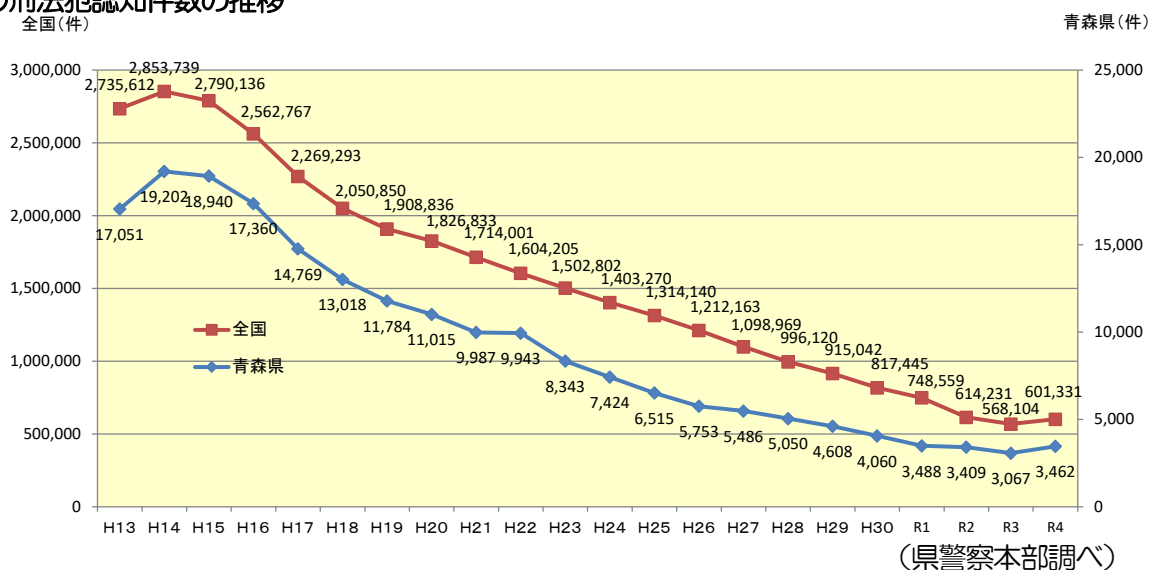
1 刑法犯認知件数の推移及び検挙の現況

全国の刑法犯認知件数は、2003（平成15）年から2021（令和3）年まで19年連続で減少しましたが、2022（令和4）年は増加に転じました。

本県においても、全国と同様に推移しており、2022（令和4）年は3,462件でした。

また、本県の検挙率は60%前後で推移しており、2022（令和4）年は56.3%となりました。

○刑法犯認知件数の推移



○青森県の刑法犯認知件数と検挙率の推移

(単位：件、人)

件数等 \ 年	R1	R2	R3	R4
認知件数	3,488	3,409	3,067	3,462
検挙件数	1,987	2,216	1,966	1,949
検挙人数	1,382	1,416	1,264	1,253
検挙率	57.0%	65.0%	64.1%	56.3%

(県警察本部調べ)

○青森県の刑法犯認知件数の内訳 (令和4年)

(単位：件)

罪種 \ 件数等	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	合計
認知件数	29	356	2,147	316	80	534	3,462
(割合)	0.8%	10.3%	62.0%	9.1%	2.3%	15.4%	100%

(県警察本部調べ)

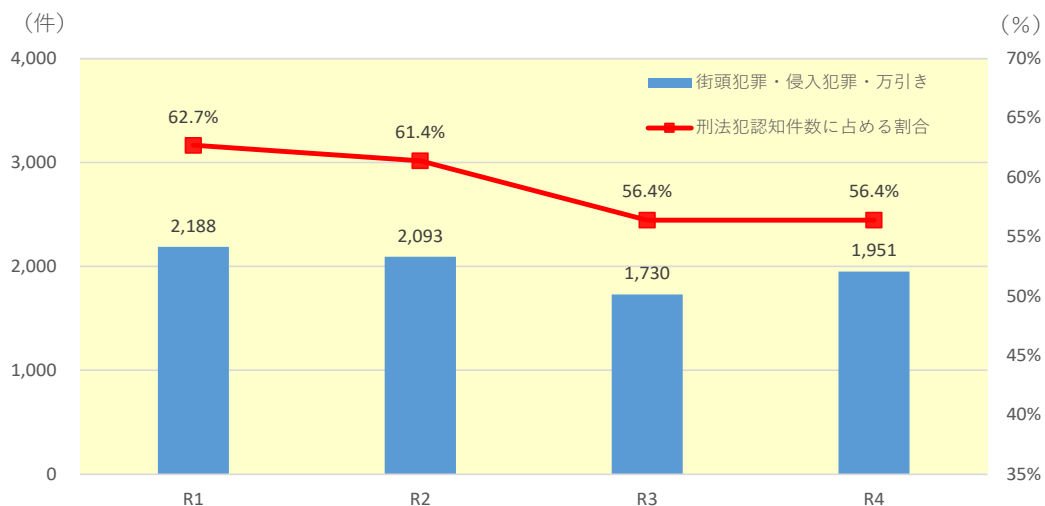
- ・凶悪犯…殺人、強盗、放火、不同意性交等
- ・窃盗犯…侵入盗（空き巣、忍込み）、乗り物盗、万引き等
- ・風俗犯…不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等
- ・粗暴犯…暴行、傷害、脅迫、恐喝等
- ・知能犯…詐欺、横領、文書偽造、贈収賄等
- ・その他…器物損壊、住居侵入、略取誘拐等

2 街頭犯罪・侵入犯罪・万引きの認知件数の推移

刑法犯認知件数に占める街頭犯罪、侵入犯罪及び万引きの割合は、依然として高い割合で推移しており、2022（令和4）年は約56.4%でした。

刑法犯認知件数を罪種別にみると、万引きの認知件数が最多を占め、街頭犯罪では自転車盗、器物損壊等、車上ねらいが多く、侵入犯罪では空き巣などの侵入窃盗が多くなっています。

○青森県の街頭犯罪・侵入犯罪・万引きの認知件数の推移



(県警察本部調べ)

○青森県の街頭犯罪・侵入犯罪・万引きの構成割合

(単位：件)

	罪種	R1	R2	R3	R4	構成比
街頭犯罪・侵入犯罪・万引き	1 自動車盗	20	13	12	12	0.6%
	2 オートバイ盗	3	6	3	6	0.3%
	3 自転車盗	485	380	299	336	17.2%
	4 車上ねらい	206	215	164	190	9.7%
	5 部品ねらい	25	18	29	28	1.4%
	6 自動販売機ねらい	15	49	29	7	0.4%
	7 器物損壊等	362	302	255	349	17.9%
	8 ひったくり	3	2	1	1	0.1%
	9 恐喝	4	4	3	0	0.0%
	10 暴行	52	50	46	60	3.1%
	11 傷害	27	21	25	29	1.5%
	12 非侵入強盗	1	2	1	1	0.1%
	13 不同意わいせつ ※1	17	12	16	8	0.4%
	14 略取誘拐・人身売買	3	2	3	4	0.2%
	15 侵入窃盗	321	366	263	299	15.3%
	16 侵入強盗	2	1	0	0	0.0%
	17 不同意性交等 ※2	8	12	8	18	0.9%
	18 万引き	634	638	573	603	30.9%
合計		2,188	2,093	1,730	1,951	100%
刑法犯認知件数		3,488	3,409	3,067	3,462	
(うち街頭犯罪・侵入犯罪・万引きの割合)		62.7%	61.4%	56.4%	56.4%	

※1 不同意わいせつは、令和5年7月12日までは強制わいせつ。

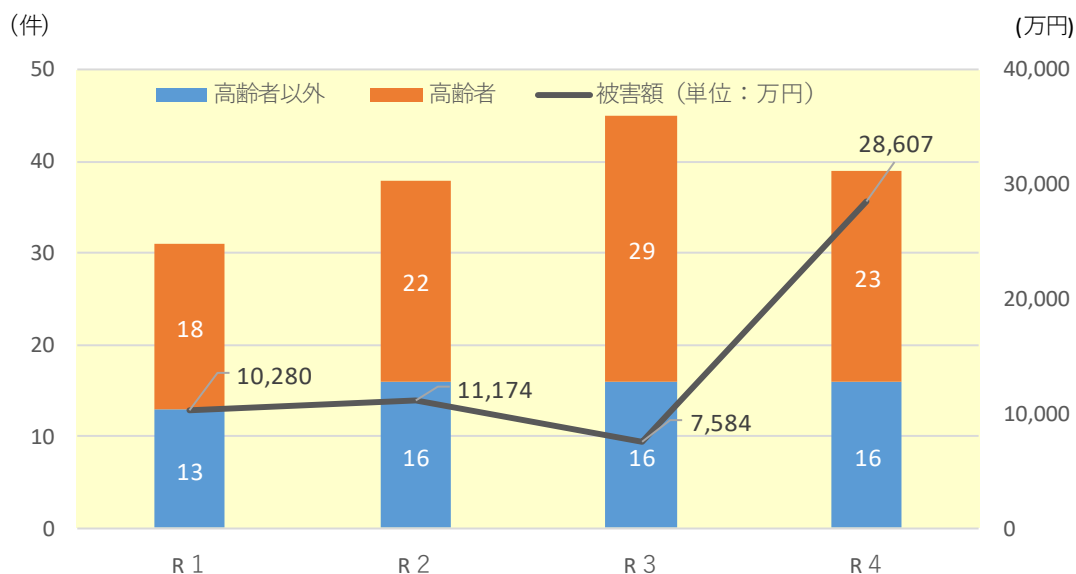
(県警察本部調べ)

※2 不同意性交等は、令和5年7月12日までは強制性交等。

3 特殊詐欺被害の推移

特殊詐欺は、手口が悪質、巧妙化しており、高齢者だけでなく幅広い世代に被害が及んでいます。

○青森県の特殊詐欺被害の推移

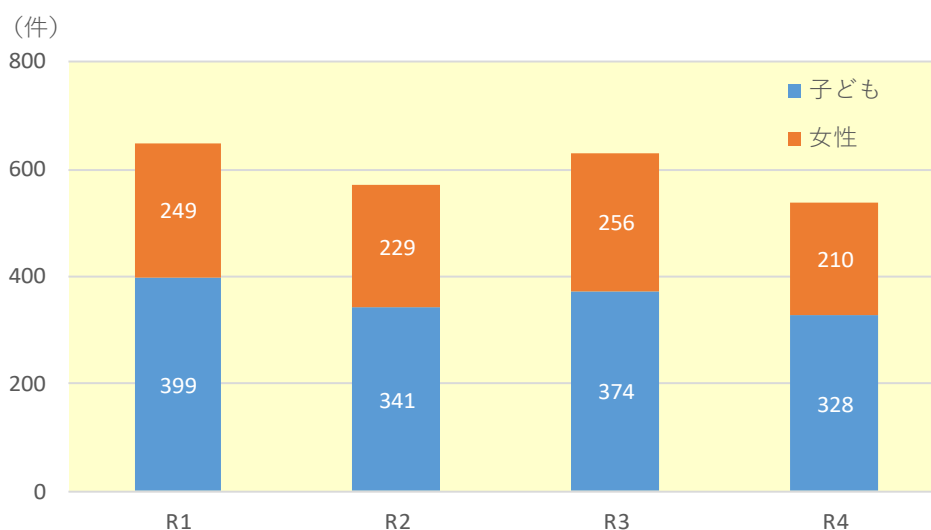


(県警察本部調べ)

4 声掛け事案等の前兆事案認知件数の推移

子ども（18歳未満）や18歳以上の女性に対する声掛け行為などの前兆事案認知件数は、近年、高止まり傾向にあります。

○青森県の子どもや女性を対象とした前兆事案認知件数の推移

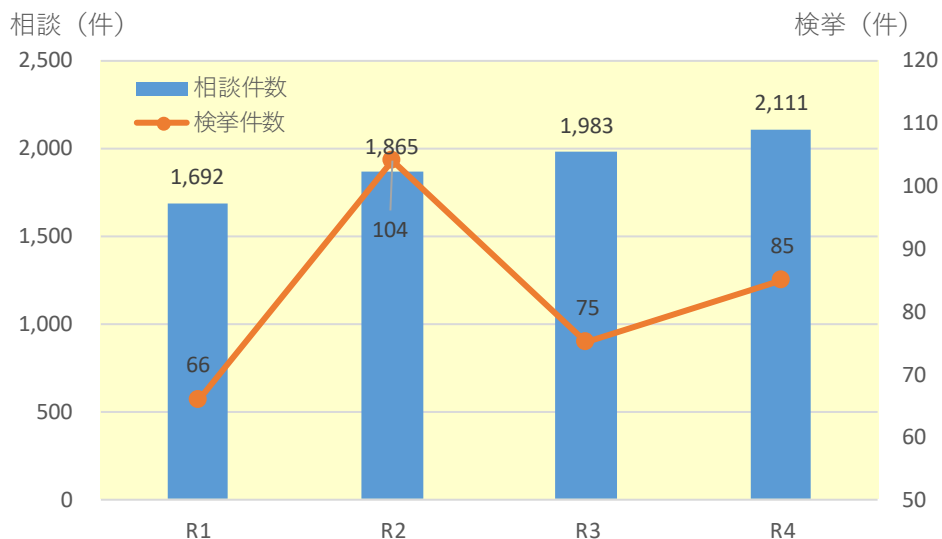


(県警察本部調べ)

5 サイバー犯罪の検挙件数と相談件数の推移

サイバー空間の匿名性・広域性を利用したサイバー犯罪に関する相談の受理件数は、増加傾向にあり、その手口・態様は悪質、巧妙化しています。

○青森県のサイバー犯罪の検挙数と相談件数の推移



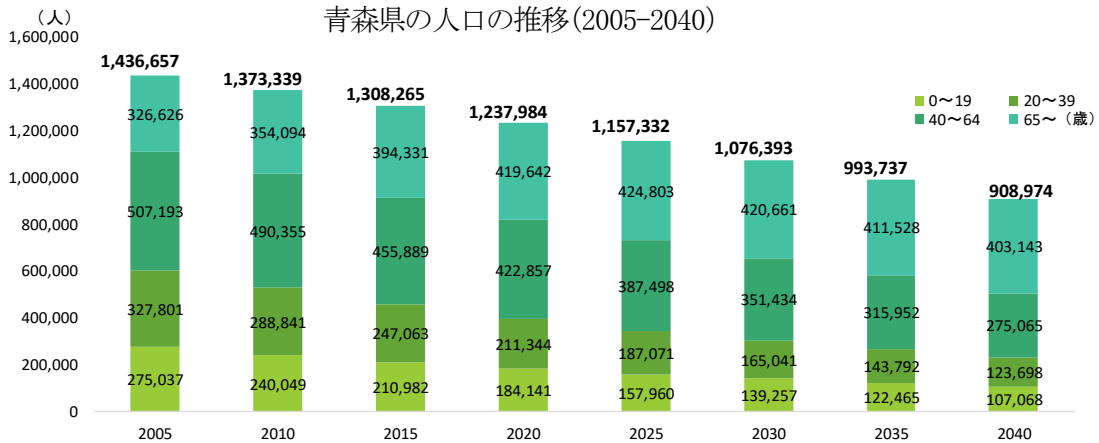
(県警察本部調べ)

第3 推進計画の目標及び基本的方向性

1 青森県を取り巻く現状

本県の人口は1983（昭和58）年をピークに減少を続け、2023（令和5）年2月、1947（昭和22）年以来76年ぶりに120万人を下回りました。

この減少傾向は今後も長期的に継続すると見込まれ、国立社会保障・人口問題研究所では、2040（令和22）年までに本県の人口が100万人を下回り、約90万人まで減少すると推計しています。



総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」より作成。

2 推進計画の目標

本県を取り巻く状況を見ると、これまでに経験したことのないほどのスピードで進む人口減少や今後ピークに向かう超高齢社会により地域防犯活動を支える担い手不足が懸念されます。


また、近年、特殊詐欺の手口が悪質・巧妙化し、幅広い世代が被害に遭うケースが増加するなど犯罪情勢や社会情勢が複雑に変化し、新たな課題も生じています。

こうした状況の中、県民が力を合わせ、自らの地域を犯罪や事故などから守るといふ県民の防犯に対する意識を高めていくとともに、行政、警察、県民、事業者などが連携・協働し、一体となって取組を進めていくことが重要です。また、デジタル技術を活用することで、犯罪被害の対象となりやすい子どもや女性、高齢者等が安全に安心して暮らしていける社会の実現を目指します。


3 推進計画の基本的方向性

推進計画の目標を達成するため、行政、警察、県民、事業者などがそれぞれの責務を認識しながら、相互に連携・協働し、各種の具体的施策を展開していくうえで、条例第3条に定める基本理念にのっとり、次の3つの事項を基本として取り組んでいきます。

- (1) 犯罪の防止の必要性に関する理解が深められるとともに、日常生活及び事業活動において自らの安全は自らが守るといふ意識の高揚が図られること。

 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けたひとづくり

(2) 県民等による犯罪の防止のための自主的な活動が展開されることにより、互いに守り合い、支え合う地域社会が形成されること。

 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた地域づくり

(3) 県、市町村及び県民等が適切な役割分担の下に、連携し、及び協力すること。

 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けたネットワークづくり

※各主体の責務

県の責務

県は、安全・安心まちづくりの推進についての基本理念にのっとり、安全・安心まちづくりの推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施します。（条例第4条）

県民の責務

県民は、基本理念にのっとり、施策の励行等による日常生活における安全の確保その他の安全・安心まちづくりの推進に努めるとともに、県が実施する安全・安心まちづくりの推進に関する施策に協力するよう求められています。（条例第5条）

事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における安全の確保及び地域社会の一員として安全・安心まちづくりの推進に努めるとともに、県が実施する安全・安心まちづくりの推進に関する施策に協力するよう求められています。（条例第6条）

4 具体的施策

基本的方向性に基づき、犯罪の発生を許さない環境づくりと犯罪が発生しにくい環境づくりに向け、「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画体系図」（P10）のとおり、9つの分野において、具体的施策を実施していきます。

5 数値目標の設定

推進計画に掲げる施策の進捗状況を把握するため、数値目標を示し、県民にわかりやすいものとしします。なお、数値目標は、計画全体の重点的な目標（重点目標）と個別目標に区別して設定します。

(1) 重点目標

○設定の趣旨

本県の刑法犯認知件数は、2003（平成15）年以降減少し続け、2021（令和3）年には3,067件と、戦後最多を記録した2002（平成14）年の19,202件の6分の1以下にまで減少しましたが、2022（令和4）年以降は増加に転じています。また、街頭犯罪、侵入犯罪及び万引きの割合が依然として高いほか、特殊詐欺やこども・女性を対象とした声掛け事案等の前兆事案の発生などが県民の不安感を増大させています。

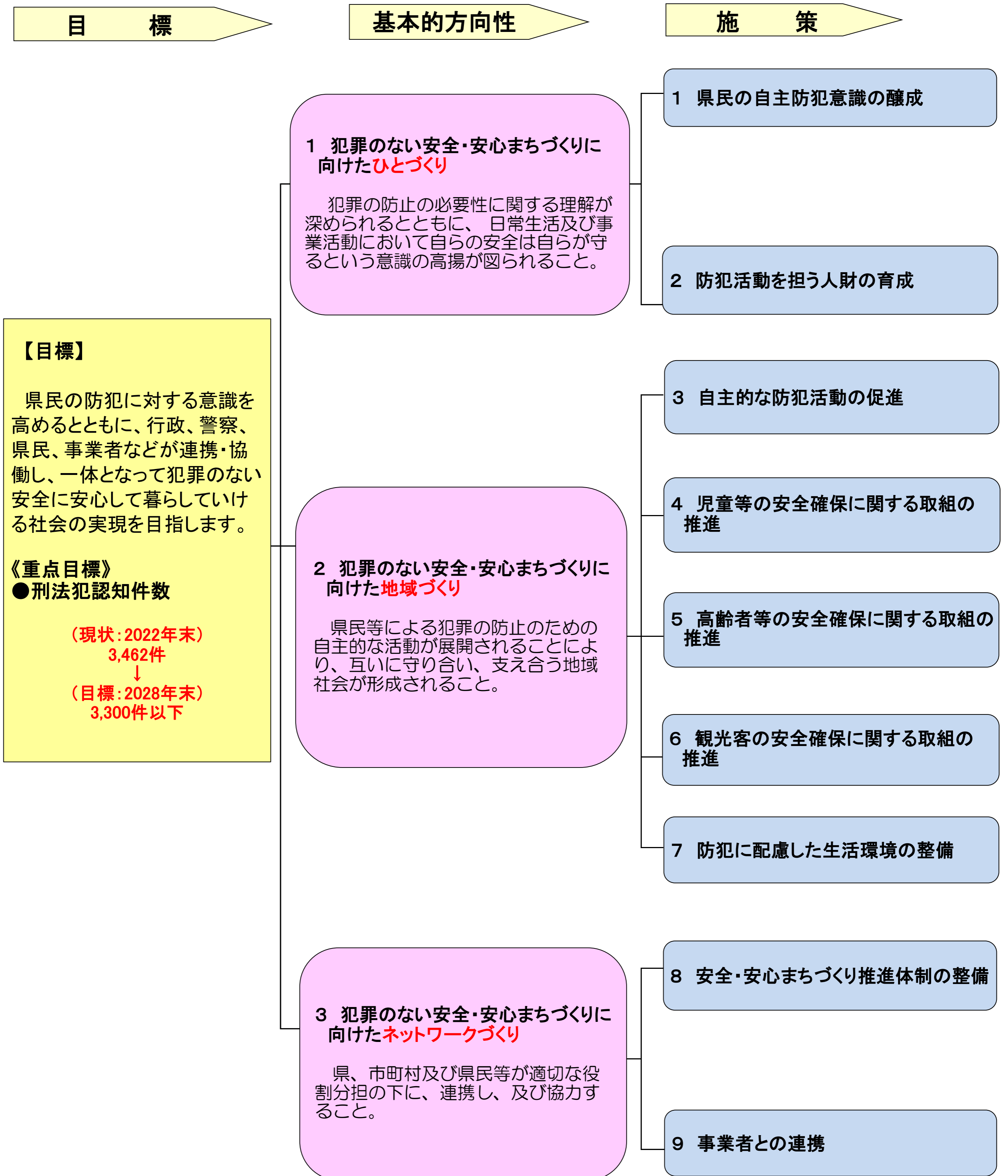
県民が安全で安心して暮らせる青森県づくりには、犯罪を未然に防止し、県民の不安感を減少させることが引き続き重要な課題です。このため、推進計画全体の重点的な数値目標として、「刑法犯認知件数」を掲げ「2028（令和10）年末 3,300件以下」を目指します。

項目	現況	目標	担当課
刑法犯認知件数	3,462件 2022（令和4）年末	3,300件以下 2028（令和10）年末	生活安全企画課

(2) 個別目標

番号	項目	現況	目標	担当課
1	消費生活センターの認知度	62.4% 2022（令和4）年度	80.0% 2026（令和8）年度	県民生活文化課
2	青森県警察防犯アプリ「まもリン」のダウンロード数	16,019件 2023（令和5）年7月	30,000件 2028（令和10）年末	生活安全企画課
3	自主防犯活動団体数	306団体 2022（令和4）年末	現状維持 2028（令和10）年末	県民生活文化課 生活安全企画課
4	青色回転灯防犯車数	287台 2022（令和4）年末	300台 2028（令和10）年末	生活安全企画課
5	地域の大人に挨拶をする小・中・高校生の割合	79.1% 2022（令和4）年度	85.0% 2028（令和10）年度	青少年・男女 共同企画課
6	地域の大人から挨拶されている小・中・高校生の割合	70.5% 2022（令和4）年度	80.0% 2028（令和10）年度	青少年・男女 共同企画課
7	小学校における地域安全マップの作成率	74.3% 2022（令和4）年度	100% 2028（令和10）年度	スポーツ健康課 生活安全企画課
8	小学校における防犯教室等の生活安全に関する教育（教科を除く。）の実施割合	82.5% 2022（令和4）年度	100% 2028（令和10）年度	スポーツ健康課 生活安全企画課
9	高齢者の「つどいの場」の参加率	2.9% 2021（令和3）年度	（あおもり高齢者すこやか自立プラン2024（仮称）に基づく目標値）	高齢福祉保険課
10	高齢者の見守りネットワーク等を構築している市町村数	35市町村 2022（令和4）年度	（あおもり高齢者すこやか自立プラン2024（仮称）に基づく目標値）	高齢福祉保険課
11	防犯カメラの設置箇所数	3,020か所 2022（令和4）年末	3,500か所 2028（令和10）年末	県民生活文化課 生活安全企画課
12	通学路合同点検対象における安全対策実施率	42.6% 2023（令和5）年度	75.0% 2028（令和10）年度	道 路 課

青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画体系図



第4 主な取組事項

基本的方向性1 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けたひとづくり

施策1 県民の自主防犯意識の醸成

(1) 趣旨

本県における刑法犯認知件数をみると、万引きや自転車盗、器物損壊等の街頭犯罪が高い割合を占める状況が続いているほか、特殊詐欺被害の拡大が懸念されます。これらの犯罪については、一人ひとりの防犯意識や規範意識を向上させることで未然に防止できます。

このため、県民一人ひとりが「自らの安全は自ら守る」という意識を高めることが重要です。

県では、市町村、警察、県民、事業者等と連携し、地域全体でこどもや女性、高齢者等の被害防止の取組を進めるとともに、防犯への取組の必要性が広く県民に理解されるよう、県の広報媒体等により、積極的かつ効果的な広報・啓発活動を行います。また、県民に対する防犯教育等を推進し、自主防犯意識の醸成を図ります。

(2) 施策の展開

施策	具体的施策	具体的施策の内容（取組）
1 県民の自主防犯意識の醸成	1) 県民への意識啓発	①県の広報媒体等を通じた広報・啓発の推進
		②旬間等における効果的な防犯キャンペーンの実施
		③防犯に係るシンボルマークや標語の活用・推奨
	2) 犯罪の発生状況や防犯対策等の情報提供	①県警ホームページや広報紙を利用した情報提供等
		②迅速な情報提供
	3) 防犯教育等の推進	①学校等における防犯教育の推進
		②地域住民等を対象とした防犯講話等の推進
		③インターネット利用に関する防犯意識啓発
		④特殊詐欺等に対する被害防止対策の推進
		⑤事業者に対する防犯教育の推進
	4) 消費者啓発・教育の推進	①消費生活講座等の開催
		②消費生活情報誌の発行
		③消費生活センターホームページを活用した情報提供
④ライフステージや場の特性に応じた消費者教育の推進		

[シンボルマーク]



犯罪のない安全・安心まちづくり標語

- 最優秀作品
結び合う 地域のきずな 守るまち
- 高校生・一般部門優秀作品
あいさつは 地域の安全 守る声
- 中学生部門優秀作品
犯罪から 守るみんなの まちづくり
- 小学生部門優秀作品
手をつなぎ あんぜん あんしん あおもりけん

(3) 具体的施策の内容等

具体的施策	具体的施策の内容	担当課
1) 県民への意識啓発	<p>①県の広報媒体等を通じた広報・啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・万引きや自転車盗等の身近な犯罪や特殊詐欺に対する防犯への取組の必要性が広く県民に理解されるよう、県のホームページ、県民だより、ラジオ番組等の多様な広報媒体により、積極的に情報提供を行います。 <p>②旬間等における効果的な防犯キャンペーンの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春及び秋の「安全・安心まちづくり旬間」において、効果的な防犯のためのキャンペーン事業を展開します。 □春の旬間（4月21日から30日） □秋の旬間（10月11日から20日） <p>③防犯に係るシンボルマークや標語の活用・推奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民から募集したシンボルマーク及び標語（※1）を、県内の防犯活動の統一のシンボルとして、その使用を推奨していきます。 	<p>県民生活文化課</p> <p>スポーツ健康課</p> <p>生活安全企画課</p>
2) 犯罪の発生状況や防犯対策等の情報提供	<p>①県警ホームページや広報紙を利用した情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪の発生状況や防犯対策等の情報を、多くの人ができるよう、警察本部のホームページや広報誌、青森県警察防犯アプリ「まもリン」（※2）を通じて提供します。なお、犯罪の発生状況等の情報は、GIS（地理情報システム）等により適時・的確に提供します。 <p>【警察本部のホームページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> □前兆事案発生マップ □前兆事案情報 <p>②迅速な情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特にこども・女性の安全確保の観点から、迅速な情報を提供します。 □青森県警察防犯アプリ「まもリン」 	<p>スポーツ健康課</p> <p>生活安全企画課</p> <p>地域課</p> <p>人身安全対策課</p>

具体的施策	具体的施策の内容	担当課
3) 防犯教育等の推進	<p>①学校等における防犯教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校等における授業及び防犯教室や防犯避難訓練等を通じ、犯罪被害防止のための危険予測・危険回避能力を育成します。実施の際は、児童等自らが、興味・関心をもって、積極的に取り組める内容とします。 <p>②地域住民等を対象とした防犯講話等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 特殊詐欺や住宅対象侵入窃盗など、県民の身近で起こり得る犯罪に対する防犯意識を醸成するため、防犯講話や街頭での広報活動等を行い、地域住民等の犯罪に対する抵抗力の向上を図ります。 <p>③インターネット利用に関する防犯意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティや規範意識の向上とともに機運醸成を図るため、年齢別（児童・生徒・一般など）のイベント開催や講話、広報等により、積極的に意識啓発を行います。 <p>④特殊詐欺等に対する被害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者等に対し、特殊詐欺や悪質商法をはじめとした消費者被害防止のための啓発活動を実施するとともに、県及び市の消費生活センターや消費者ホットライン（188番）の周知を図ります。 社会福祉協議会や町内会等の依頼を受けて実施する消費生活派遣講座等において、特殊詐欺等の手口を紹介し、周囲の高齢者等に対する周知や見守り活動を呼びかけます。 消費者トラブルの未然防止を図るため、地域見守り活動を行っていただく方を消費生活サポーターとして登録し、その活動に資するための研修会を開催するほか、市町村における地域見守り活動の取組を支援します。 <p>⑤事業者に対する防犯教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 防犯訓練等の自主防犯対策が推進されるよう、事業者に対する意識啓発や犯罪の発生状況等の情報提供を行います。 	<p>県民生活文化課</p> <p>青少年・男女共同参画課</p> <p>学校教育課</p> <p>スポーツ健康課</p> <p>生活安全企画課</p> <p>地域課</p> <p>サイバー犯罪対策課</p>
4) 消費者啓発・教育の推進	<p>①消費生活講座等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者が、消費生活における必要な知識と判断力を習得し、主体的に行動できるよう、消費生活派遣講座（市町村、学校、公民館、社会福祉協議会、消費者団体等へ出向いての講義）や消費生活大学講座（消費生活に関する知識を学習する連続講座）を開催するほか、市町村や関係団体等に消費生活・金融知識に関する講座の開催を働きかけます。 <p>②消費生活情報誌の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者トラブルの未然防止のための啓発や消費生活に関する情報を掲載した消費生活情報誌「消費者情報あおもり」を発行します。 	<p>県民生活文化課</p> <p>学校教育課</p> <p>生涯学習課</p> <p>生活保安課</p>

具体的施策	具体的施策の内容	担当課
4) 消費者啓発・教育の推進	<p>③消費生活センターホームページを活用した情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センター（※3）のホームページにおいて、消費生活に関する講座や行事等の情報を提供するとともに、消費者被害の拡大防止と注意喚起のため、最新の消費生活相談事例、悪質商法等の緊急情報等を提供します。 <p>④ライフステージや場の特性に応じた消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校等と連携し、子どもから若者までの各段階に応じた消費生活の知識の習得と実践的な能力の育成に資する取組や子育て世代、高齢者など幅広い年代への啓発活動を実施するとともに、県内の事業所等に県から消費生活情報を提供し、職場を通じた意識啓発を行います。 	<p>県民生活文化課</p> <p>学校教育課</p> <p>生涯学習課</p> <p>生活保安課</p>

(4) 数値目標

番号	項目	現況	目標	担当課
1	消費生活センターの認知度	62.4% 2022(令和4)年度	80.0% ※ 2026(令和8)年度	県民生活文化課
2	青森県警察防犯アプリ「まもリン」のダウンロード数	16,019件 2023(令和5)年7月	30,000件 2028(令和10)年末	生活安全企画課

※ 数値目標は「第4次青森県消費生活基本計画」における計画期間終期である2026年度の達成目標を掲載しています。

【解説】

※1 シンボルマーク及び標語

犯罪のない安全・安心まちづくりシンボルマークと標語は、自主防犯活動を行う皆さんの一体感、連帯感を醸成するため、平成18年に県が一般の方から募集し選考したもので、県庁ホームページの安全・安心まちづくりのページにおいてその活用方法や活用事例を紹介しています。

※2 青森県警察防犯アプリ「まもリン」

アプリをダウンロードすることで、県内で発生した声掛け事案の発生状況、特殊詐欺や特殊詐欺に発展するおそれのある不審電話の認知状況が警察から配信されるシステムです。

※3 青森県消費生活センター

商品やサービスに関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、問題解決のための助言等を行っています。また、消費生活大学講座や出前講座などの消費者教育・啓発活動も行っています。

【取組紹介】

特殊詐欺の被害防止に向けた広報啓発活動

悪質・巧妙化する特殊詐欺の被害防止に向け、防犯ボランティア団体や関係団体・事業者等が連携して、幅広い世代に対して広報啓発活動を実施しています。



ショッピングセンターでの啓発活動

※取組紹介は、いずれも推進計画策定時の取組を掲載しています。

基本的方向性1 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けたひとづくり

施策2 防犯活動を担う人財の育成

(1) 趣旨

犯罪の減少を図るためには、個人による防犯対策はもちろんのこと、地域や事業所ぐるみによる対応が必要です。

このため、地域の多様な主体による自主的な防犯活動の推進に向け、地域、会社、事業所、学校等における自主防犯活動の中心となる人財を育成し、支援します。

(2) 施策の展開

施策	具体的施策	具体的施策の内容（取組）
2 防犯活動を担う人財の育成	1) 自主防犯活動を担う人財の育成	① 学校等における防犯指導者の資質の向上
		② 事業所等における防犯責任者の設置促進及び資質の向上
		③ 安全・安心地域活動ハンドブック等の活用

【取組紹介】

浜田ニュータウン町会防犯パトロール隊（青森市）



平成20年に地域内にある大型ショッピングセンター駐車場で強盗事件が発生したことに伴い、「自分たちの街は自分たちで守ろう」という機運が高まり、平成21年に団体を設立。

活動隊員が活動計画を策定し、メンバー24名（令和5年4月末時点）で地域に根ざした自主防犯活動を展開しています。

- 通学路での見守り活動
- 徒歩や青色回転灯防犯車によるパトロール
- 自転車盗難防止や特殊詐欺被害防止などの広報啓発活動
- 清掃活動、草刈り等

(3) 具体的施策の内容等

具体的施策	具体的施策の内容	担当課
1) 自主防犯活動を担う人材の育成	①学校等における防犯指導者の資質の向上 ・学校における防犯指導及び防犯教室（訓練）等において、より具体的・実践的な活動が行われるよう、研修会等を実施して教職員の資質の向上を図ります。	スポーツ健康課 生活安全企画課
	②事業所等における防犯責任者の設置促進及び資質の向上 ・会社、事業所等における防犯責任者の配置を促進し、情報提供等により資質向上を図ります。 ③安全・安心地域活動ハンドブック等の活用 ・安全・安心に係る地域活動における対応マニュアルなどをまとめた安全・安心地域活動ハンドブックや防犯パトロールガイドブック、防犯指針（※1）を県のホームページに掲載し、活用を図ります。	県民生活文化課 生活安全企画課

【解説】

<p>※1 防犯指針（県が定める4つのガイドライン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「学校等における児童等の安全の確保に関する指針」【条例第10条第1項】 ②「通学路等における児童等の安全の確保に関する指針」【条例第11条第1項】 ③「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」【条例第15条第1項】 ④「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」【条例第16条第1項】

施策3 自主的な防犯活動の促進

(1) 趣旨

人口減少社会の進展に伴い地域コミュニティの希薄化が進行する中で犯罪のない安全・安心まちづくりを推進していくためには、自主防犯活動団体をはじめ、NPO や民間事業者、町内会・自治会等の地縁組織など、地域の多様な主体が連携・協働して、自主的・自律的に防犯活動に取り組んでいくことが重要です。

このため、県民等に対する防犯意識の醸成や社会参加活動の促進を図っていくほか、自主防犯活動団体等の活動を支援していきます。

(2) 施策の展開

施策	具体的施策	具体的施策の内容（取組）
3 自主的な防犯活動の促進	1) 県民等に対する防犯意識の醸成	①各種の情報提供による意識啓発
		②ボランティア団体等の取組事例の紹介
	2) 社会参加活動の促進	①社会参加活動への支援
		②NPO への支援
		③ボランティアやNPO との連携
		④青森県警察大学生防犯ボランティア（Aomori Public Peace Maker）の活動促進
	3) 自主防犯活動団体への支援	①団体の結成促進等
		②自主防犯パトロール活動への支援
		③自主防犯活動の活性化に向けた支援
	4) 地域コミュニティの持続的維持と活性化	①地域の多様な主体の交流の推進
②見守り運動の推進		

(3) 具体的施策の内容等

具体的施策	具体的施策の内容	担当課
1) 県民等に対する防犯意識の醸成	<p>①各種の情報提供による意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民等に対し、自主防犯意識や「地域の安全は自分たちで守る」という地域防犯意識を醸成するため、出前トークや広報等を通じ、積極的な意識啓発を行います。 <p>②ボランティア団体等の取組事例の紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県のホームページに、各地域で活動している自主防犯団体の取組事例（ノウハウ）を紹介するなど、地域の防犯活動に役立つ情報を提供します。 	<p>県民生活文化課 生活安全企画課 地 域 課</p>
2) 社会参加活動の促進	<p>①社会参加活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動に興味を持っている県民等が、気軽に地域活動へ参加できるよう、NPOに関する情報発信や活動機会の提供など、必要な支援を行います。 <p>②NPOへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組事例の情報提供等により、防犯活動等を行っているNPOを支援します。 <p>③ボランティアやNPOとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会やPTA等が行う活動を活性化させるため、豊富なノウハウを有するボランティアやNPOとの連携を図ります。 ・少年補導協力員が少年非行防止や犯罪被害防止のための啓発・講話や登下校時の児童・生徒の見守り活動を行います。 ・青森県少年サポートボランティアが少年非行防止や犯罪被害防止のための啓発・講話を行います。 <p>④青森県警察大学生防犯ボランティア(Aomori Public Peace Maker) の活動促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の大学に在学する大学生を青森県警察大学生防犯ボランティアに指名し、警察と連携して防犯に関する広報啓発活動を行い、防犯活動への若い世代の参加を促進します。 	<p>県民生活文化課 生活安全企画課 地 域 課</p>
3) 自主防犯活動団体への支援	<p>①団体の結成促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防犯組織の結成や活動が促進されるよう、情報提供など必要な支援を行います。 ・地域活動団体等による、こどもや高齢者等に対する見守り活動等の促進を図ります。 <p>②自主防犯パトロール活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における自主防犯パトロール活動を活性化するため、青色回転灯を車両に装備して行うパトロールの促進と適正な運用を支援します。 ・地域における農産物等の盗難被害を未然に防止するため、農家などによるパトロール活動等を支援します。 	<p>県民生活文化課 農林水産政策課 生活安全企画課 地 域 課</p>

具体的施策	具体的施策の内容	担当課
3) 自主防犯活動団体への支援	③自主防犯活動の活性化に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> 地域の防犯力を高めるための防犯理論や自主防犯活動の事例などを掲載した地域防犯力強化のための手引書を県のホームページに掲載し、活用を図ります。 防犯活動のノウハウや心構えなどを掲載した防犯パトロールガイドブックを県のホームページに掲載し、活用を図ります。 	県民生活文化課 生活安全企画課 地域課
4) 地域コミュニティの持続的維持と活性化	①地域の多様な主体の交流の推進 <ul style="list-style-type: none"> 地域における良好なコミュニティ構築のため、自主防犯パトロール等の各種活動が促進されるよう、必要な情報を提供します。 ②見守り運動の推進 <ul style="list-style-type: none"> 安全・安心まちづくりを推進するため、大人と子どもがお互いに声をかけあう「声かけ活動」を県内全域で展開するなど、子どもの安全確保について効果的な施策を展開していきます。 	県民生活文化課 青少年・男女共同参画課 生活安全企画課

(4) 数値目標

番号	項目	現況	目標	担当課
3	自主防犯活動団体数	306団体 2022(令和4)年末	現状維持 2028(令和10)年末	県民生活文化課 生活安全企画課
4	青色回転灯防犯車数	287台 2022(令和4)年末	300台 2028(令和10)年末	生活安全企画課
5	地域の大人に挨拶をする小・中・高校生の割合	79.1% 2022(令和4)年度	85.0% 2028(令和10)年度	青少年・男女共同参画課
6	地域の大人から挨拶されている小・中・高校生の割合	70.5% 2022(令和4)年度	80.0% 2028(令和10)年度	青少年・男女共同参画課

【取組紹介】

青色回転灯防犯車による防犯活動

防犯パトロールを行う様々なボランティア団体等が、自動車に青色回転灯を装着して、目に見える「犯罪抑止」活動を行っています。



基本的方向性2 犯罪のない安全・安心まちづくりに向けた地域づくり

施策4 児童等の安全確保に関する取組の推進

(1) 趣旨

学校等（※1）及び通園・通学路等における児童等の安全を確保するため、学校等、保護者、地域住民、警察署、民間団体などと連携・協力し、学校等の安全体制の整備や安全教育の充実、通園・通学路等の環境整備などの取組を促進します。

(2) 施策の展開

施 策	具 体 的 施 策	具体的施策の内容（取組）
4 児童等の安全確保に関する取組の推進	1) 学校等の安全体制の構築	①防犯指針の周知
		②学校安全計画の整備
		③学校での危険等発生時対処要領の整備
		④防犯指針等に沿った安全対策の充実・強化
		⑤地域学校安全委員会の活動の促進
	2) 学校安全ボランティアの組織化の拡大等	①学校安全ボランティアの組織化及び活動の促進
		②地域学校安全委員会と学校安全ボランティアとの連携
		③「110番の家」及び「110番の車」の周知・支援
	3) 安全教育の推進	①地域安全マップの作成促進
		②防犯教室（訓練）の促進
		③「少年非行防止 JUMP チーム」及び「少年非行防止リトル JUMP チーム」の活動促進
		④合同サポートチーム「STEPS」等による活動の推進
	4) 警察との連携	①警察によるパトロール活動の強化

(3) 具体的施策の内容等

具体的施策	具体的施策の内容	担当課
1) 学校等の安全体制の構築	<p>①防犯指針の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童等の安全を確保するために必要な方策等を示した、下記の防犯指針を県のホームページに掲載し、周知を図ります。 □「学校等における児童等の安全の確保に関する指針」 □「通学路等における児童等の安全の確保に関する指針」 <p>②学校安全計画の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校において必要とされる、安全に関する具体的な内容を取り入れた「学校安全計画」（※2）を毎年度見直しして内容の充実を図ります。 <p>③学校での危険等発生時対処要領の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪等の危険等発生時に備えるため、「危険等発生時対処要領」（※3）が各学校等の実態に応じた実効性のあるマニュアルとなるよう毎年度見直しして内容の充実を図ります。 <p>④防犯指針等に沿った安全対策の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校等における児童等の安全の確保に関する指針」及び「通学路等における児童等の安全の確保に関する指針」等に基づき、学校や通学路等の児童等の安全対策の充実・強化を図ります。 <p>⑤地域学校安全委員会の活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校安全委員会（※4）の活動を促進し、地域ぐるみで児童等の安全対策について協議します。 	<p>県民生活文化課</p> <p>スポーツ健康課</p> <p>生活安全企画課</p>
2) 学校安全ボランティアの組織化の拡大等	<p>①学校安全ボランティアの組織化及び活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登下校時のパトロール等を実施している学校安全ボランティア（スクールガード）（※5）の充実を図ります。 <p>②地域学校安全委員会と学校安全ボランティアとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校安全委員会は、学校安全ボランティアと連携を密にして情報の共有化を図るなど、学校安全体制の強化を図ります。 	<p>生涯学習課</p> <p>スポーツ健康課</p>
	<p>③「110番の家」及び「110番の車」の周知・支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童、保護者等に「子ども・女性110番の家・車」の所在・役割等について周知を図るとともに、随時必要な情報提供を行うなど活動を支援します。 	<p>スポーツ健康課</p> <p>生活安全企画課</p>

具体的施策	具体的施策の内容	担当課
3) 安全教育の推進	①地域安全マップの作成促進 ・児童等が、犯罪の発生しそうな場所等を自ら歩いて調査し、地図に書き込むことで、危険予測能力、危険回避能力が身に付き、犯罪から自分の身を守る能力を高めることができる地域安全マップの作成を民間団体等の取組とも連携の上、促進します。	スポーツ健康課 生活安全企画課
	②防犯教室（訓練）の促進 ・児童等が、自分の身を守る方法等を体験できる防犯教室（訓練）（※6）の開催を促進します。	スポーツ健康課 生活安全企画課
	③「少年非行防止JUMPチーム」及び「少年非行防止リトルJUMPチーム」の活動促進 ・少年自身が同年代の少年たちに非行防止や犯罪被害防止を呼びかける中・高校生による「JUMPチーム」と小学生による「リトルJUMPチーム」（※7）の学校内外における活動を促進します。 ④合同サポートチーム「STEPS」等による活動の推進 ・教育庁と県警本部で結成する合同サポートチーム「STEPS」（※8）や各警察署が、学校・団体等へ赴き、啓発・指導、講話等を行い、少年非行防止や犯罪被害防止の取組を推進します。	学校教育課 生活安全企画課
4) 警察との連携	①警察によるパトロール活動の強化 ・前兆事案等不審者情報の分析等により、管轄する警察署、交番、駐在所によるパトロール活動を強化するとともに、学校安全ボランティア等と連携して児童等の安全確保を図ります。	生活安全企画課 地域課

(4) 数値目標

番号	項目	現況	目標	担当課
7	小学校における地域安全マップの作成率	74.3% 2022(令和4)年度	100% 2028(令和10)年度	スポーツ健康課 生活安全企画課
8	小学校における防犯教室等の生活安全に関する教育（教科を除く。）の実施割合	82.5% 2022(令和4)年度	100% 2028(令和10)年度	スポーツ健康課 生活安全企画課

【解説】

※1 学校等

小学校・中学校・義務教育学校・高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園及び専修学校の高等課程並びに認定こども園、保育所、児童厚生施設である児童館、児童センター等の児童福祉施設をいいます。

※2 学校安全計画

児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項に係る計画

※3 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）

児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領

※4 地域学校安全委員会

学校運営組織に位置づけ、学校安全の充実を図るため、家庭や地域社会と連携し、児童生徒の安全に関する諸問題について協議する組織です。（組織の構成例：学校関係者、市町村教育委員会、警察や消防等の関係機関、PTA、町内会、地区防犯協会等）

※5 学校安全ボランティア

校区内の学校と連携して、児童生徒の安全確保を図るため、地域住民等が校区内を巡回するなど、ボランティア（スクールガード）による組織です。（組織の構成例：校区内PTA、町内会、地区防犯協会、青少年団の関係者等のボランティア）

- ・登下校時におけるパトロール
- ・通学路等における危険箇所等の情報を地域学校安全委員会へ提供 等

※6 防犯教室（訓練）

自分の身を守る方法等について、児童等が体験できる防犯教室（訓練）を開催しています。

- ・登下校時の危険と対処方法に関する指導
- ・登下校の安全確保のポイント
- ・不審者侵入時の対応など、学校における防犯対策
- ・性犯罪を含む犯罪被害に遭わないための防犯指導 等

※7 「少年非行防止JUMPチーム」及び「少年非行防止リトルJUMPチーム」

同年代の少年たちの規範意識を高め、「非行防止の輪」を広げることがを目的に結成されたボランティアチームです。中学生・高校生による少年非行防止JUMPチームは平成11年から、小学生による少年非行防止リトルJUMPチームは平成23年から結成され、学校内外において、挨拶運動、万引き防止啓発活動、自転車盗難被害防止活動などを、創意工夫を凝らしながら行っています。

※8 合同サポートチーム「STEPS」

教育庁と警察本部が、少年非行等に関して専門的な知識や豊富な経験を有するスタッフにより結成した合同サポートチームです。

【取組紹介】

地域安全マップの作成

県警察本部では、県教育委員会と連携して、小学校の児童が学校周辺を歩いて、犯罪が起こりやすそうな場所や、有事の際に逃げ込む「子ども・女性110番の家」などを写真に撮りながら確認し、その後、地域に点在する危険箇所を再確認する「地域安全マップ」の作成に取り組んでいます。



五所川原市立金木小学校の地域安全マップ

【取組紹介】

地域における見守り活動

三本木小学校学区青少年健全育成協議会では、十和田市の中心街を学区とする十和田市立三本木小学校学区での児童生徒の登下校時の見守りや児童生徒の横断時の誘導等の交通安全活動を行っています。

また、他学区の複数校においても「朝の挨拶運動」を実施し、気持ちのよい挨拶をすることにより、安全・安心な明るい地域及び学校づくりを目指した啓発活動に取り組んでいます。



十和田市立三本木小学校学区青少年健全育成協議会

【取組紹介】

小学校での不審者対応訓練

平川市立平賀東小学校では、不審者を想定した訓練を行うことで、危険を回避したり、安全に対処したりするための正しい判断力や適切な態度、身の守り方などを知ることをねらいとし、防犯教室を行っています。また、教職員は、防犯教室を通して、それぞれの役割分担を明確にし、児童の安全確保、不審者への対応等の対処能力の習得・向上に取り組んでいます。



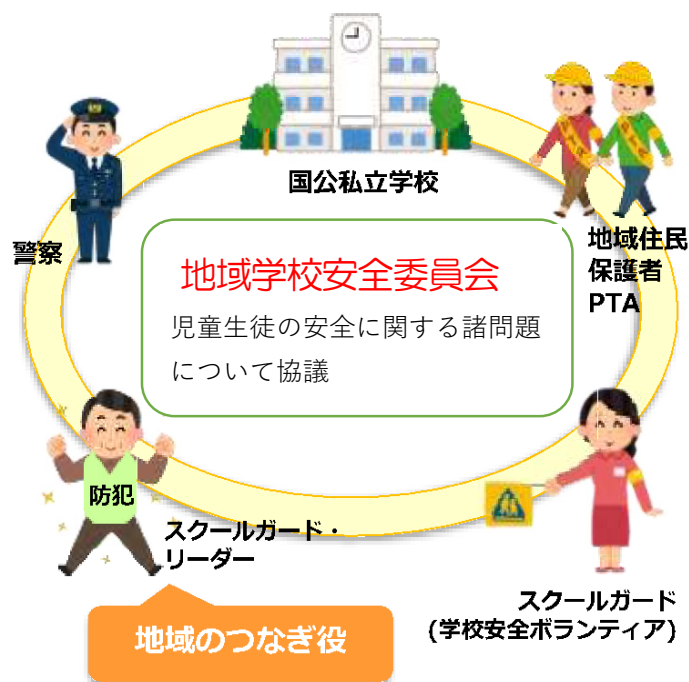
平川市立平賀東小学校での訓練

参考

子ども・女性 110 番の家 、 子ども・女性 110 番の車

<p>子ども・女性 110番の家</p>	<p>不審者からの声掛けがあったときや連れ去られそうになったときなど、家庭や警察に緊急の連絡が必要なときに、こどもが避難し、駆け込むことができる場所です。通学路を中心に、一般家庭や事業所などが自主的に組織しており、「子ども・女性110番の家」等と表示しています。</p>
<p>子ども・女性 110番の車</p>	<p>自治体、事業所、PTAなどがそれぞれの車両を使用し、「子ども・女性110番の車」などのステッカーを車体に貼って走行して、こどもの安全の見守りや緊急な避難が必要な場合の一時的な保護などを役割としています。</p>

地域学校安全委員会と学校安全ボランティア等の役割（イメージ）



施策5 高齢者等の安全確保に関する取組の推進

(1) 趣旨

犯罪被害に遭わないためには、基本的には「自らの安全は自らが守る」ということが重要ですが、児童等と同様に、高齢者や障害者は犯罪の対象となりやすいことから、防犯活動に取り組んで行く上で、高齢者等の安全を確保するための特別の配慮が必要です。

(2) 施策の展開

施策	具体的施策	具体的施策の内容（取組）
5 高齢者等の安全確保に関する取組の推進	1) 地域コミュニティの持続的維持と活性化	① 高齢者の社会参加活動の促進
		② 高齢者が生涯現役で活躍できる社会づくりの推進
		③ 関係者への情報提供
	2) 高齢者等への見守り活動の推進	① 友愛訪問活動の促進
		② 徘徊事案等への対応
		③ 関係機関による特殊詐欺被害防止活動の推進
	④ 高齢者等の防犯指導及び巡回援助活動の推進	

【地域支援事業における「つどいの場」の位置づけ】



(3) 具体的施策の内容等

具体的施策	具体的施策の内容	担当課
1) 地域コミュニティの持続的維持と活性化	<p>①高齢者の社会参加活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の自主的な活動組織である老人クラブへの加入促進を図ることにより、高齢者の社会参加活動を活発化するとともに、世代間の交流・連携やつながりを深めます。 <p>②高齢者が生涯現役で活躍できる社会づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者のスポーツ、健康づくりをはじめとした地域活動を推進する事業や、仲間づくりを支援する事業、つどいの場などの居場所づくりを推進する事業を実施することにより、高齢者が人とのつながりを深めるとともに、生涯にわたり生きがいを持って生活することのできる社会づくりを進めます。 	高齡福祉保険課
	<p>③関係者への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村、地域住民、事業者等が一体となって、高齢者等を地域で支え合う活動が促進されるよう、必要な情報を提供します。 	県民生活文化課 生活安全企画課
2) 高齢者等への見守り活動の推進	<p>①友愛訪問活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 老人クラブの会員が、ひとり暮らし等の高齢者世帯を訪問するなど、高齢者相互支援活動を推進するための取組（指導者育成等）を通じて、地域の支え合い体制の構築を支援し、高齢者の安全確保を図ります。 	高齡福祉保険課
	<p>②徘徊事案等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者等について、市町村が関係機関と連携し、見守りや行方不明時の早期発見につなげるネットワークの活用を図ります。（認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク） 高齢者の徘徊事案について、地域の関係機関（警察署等）、事業者（タクシー会社）等が協力して、発見・保護するシステムの活用を図ります。（「シルバーSOSネットワーク」の活用） 聴覚等に障害のある方や電話での会話に支障がある方からの110番通報を受信できる環境を整え、110番通報へ迅速・的確に対応することにより、障害者の安全確保を図ります。（110番アプリ、FAX110番・メール110番の運用） 	高齡福祉保険課 生活安全企画課 地域課 人身安全対策課 通信指令課
	<p>③関係機関による特殊詐欺被害防止活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村担当職員等を対象とした圏域情報交換会で最近の相談事例を紹介し、市町村が実施する高齢者等の見守り体制である「相談窓口紹介ネットワーク」の活動を促進することにより、被害の未然防止を図ります。 	県民生活文化課 生活安全企画課 地域課

具体的施策	具体的施策の内容	担当課
2) 高齢者等への見守り活動の推進	③関係機関による特殊詐欺被害防止活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が訪れる金融機関や調剤薬局等に啓発ポスターを掲出し、被害の未然防止を図ります。 ・特殊詐欺被害を防止するため、金融機関、コンビニエンスストア、宅配業者等と連携し、送金前の声かけと被害防止の広報により未然防止を図ります。 	県民生活文化課 生活安全企画課 地域課
	④高齢者等の防犯指導及び巡回援助活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・町内会や老人クラブ等に出向き、被害事例をわかりやすい寸劇にした消費生活派遣講座を実施するなど、高齢者等の消費者被害防止に向け、その特性に応じたきめ細かな広報啓発活動を推進します。 ・市町村や関係機関との連携により、高齢者世帯を訪問し、直接声かけして消費者被害防止の注意喚起と啓発を行う活動を促進します。 ・特殊詐欺を始めとした各種犯罪被害防止について、老人クラブ、福祉施設等に赴き、高齢者の心に響く分かりやすい広報活動を推進します。 ・一人暮らしの高齢者世帯等を警察官が巡回し、犯罪の発生状況や防犯対策について情報提供するとともに、助言・援助する活動を促進します。 	県民生活文化課 生活安全企画課 地域課

(4) 数値目標

番号	項目	現況	目標	担当課
9	高齢者の「つどいの場」の参加率	2.9% 2021(令和3)年度	あおもり高齢者すこやか自立プラン2024(仮称)に基づく目標値	高齢福祉保険課
10	高齢者の見守りネットワーク等を構築している市町村数	35市町村 2022(令和4)年度	あおもり高齢者すこやか自立プラン2024(仮称)に基づく目標値	高齢福祉保険課

※ 数値目標は「あおもり高齢者すこやか自立プラン2024(仮称)」における計画期間終期である2026年度の達成目標を掲載しています。

施策6 観光客の安全確保に関する取組の推進

(1) 趣旨

県では、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、国内外からの観光客誘致に取り組んでいます。観光客の安全を確保するためには、警察活動のみならず、行政と観光業界等が連携して、防犯に係る対策を強化することが重要です。

(2) 施策の展開

施 策	具 体 的 施 策	具体的施策の内容（取組）
6 観光客の安全確保に関する取組の推進	1) 観光及び交通事業者等との連携	①観光及び交通事業者等への情報提供
		②観光客への注意喚起
		③防犯活動への取組の呼びかけ
	2) 警察との連携	①警察によるパトロール活動の強化

(3) 具体的施策の内容等

具体的施策	具体的施策の内容	担当課
1) 観光及び交通事業者等との連携	<p>①観光及び交通事業者等への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光及び交通事業者等による自主的な防犯対策がとられるよう、観光客が遭遇する恐れのある犯罪等について、発生状況や防犯対策等の情報を提供します。 <p>②観光客への注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> 宿泊施設や観光施設等における犯罪の未然防止対策として必要性が認められる場合には、観光客へ被害防止の注意を喚起する文書等の配布を施設の管理者等へ働きかけます。 訪日外国人を含めた観光客等に対し、リーフレットを配布し、自主防犯意識（施錠、貴重品の携帯等）の高揚を図ります。 訪日外国人旅行者等に配布する観光パンフレットに犯罪や事故にあった際の連絡先等を掲載するなど情報を提供します。 <p>③防犯活動への取組の呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> 防犯活動の重要性の観点から、旅館・ホテル業者が自主的に実施する研修事業等の中に、防犯教育を取り込むよう働きかけます。 他の事業者と同様に、事業所における防犯責任者の設置とともに、施設の実情に応じた防犯マニュアルの作成等を働きかけます。 観光客に安心感を与えるため“おもてなしの心”をもって接客するよう働きかけます。 	<p>県民生活文化課</p> <p>観光企画課</p> <p>誘客交流課</p> <p>生活安全企画課</p>
2) 警察との連携	<p>①警察によるパトロール活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪の発生状況に応じ、観光地を管轄する警察署、交番、駐在所によるパトロール活動を強化し、必要な指導を実施します。 	<p>生活安全企画課</p> <p>地域課</p>

施策7 防犯に配慮した生活環境の整備

(1) 趣旨

公園、道路、駐車場等は、不特定多数の人々が利用することから、犯罪の発生件数が多く、かつ、犯罪を誘発する要素が多いスペースです。また、深夜営業のコンビニエンスストア等の店舗や、自動車、自転車、自動販売機などについては窃盗の対象となりやすく、防犯対策の強化が求められています。

犯罪のない安全・安心まちづくりを推進するためには、地域における自主的な防犯活動の促進とともに、防犯に配慮した環境づくりが重要であることから、防犯指針を踏まえた施設や設備などの環境整備を促進します。

(2) 施策の展開

施策	具体的施策	具体的施策の内容（取組）
7 防犯に配慮した生活環境の整備	1) 住宅の防犯性の向上	①防犯指針の周知
		②防犯に配慮した住宅の整備
	2) 道路等の防犯性の向上	①防犯指針の周知
		②防犯に配慮した道路や通学路及び公園等の整備
		③街路灯の整備促進
	3) 店舗における防犯対策の強化	①関係団体等に対する情報提供や技術的助言
		②防犯対策の強化
	4) 盗難の防止に配慮した自動車や自転車等の普及	①関係団体等に対する情報提供や技術的助言
		②盗難の防止に配慮した自動車や自転車等の普及
	5) 防犯カメラの設置拡充	①関係団体等に対する情報提供や技術的助言
		②街頭における防犯カメラの設置拡充

(3) 具体的施策の内容等

具体的施策	具体的施策の内容	担当課
1) 住宅の防犯性の向上	<p>①防犯指針の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 防犯性の高い住宅が普及するよう、犯罪の防止に配慮した住宅の構造及び設備等に関する基準等を示した、下記防犯指針の周知を図ります。 □「犯罪の防止に配慮した住宅等の構造、整備等に関する指針」 <p>②防犯に配慮した住宅の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 県営住宅等の整備及び管理に当たっては、防犯に配慮した構造、設備等を活用して効率的、効果的な対策を図ります。 市町村の公営住宅等の整備については、防犯機能の向上を図られるよう、事業主体に対して啓発指導します。 	<p>県民生活文化課 整備企画課 建築住宅課 生活安全企画課</p>
2) 道路等の防犯性の向上	<p>①防犯指針の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> 防犯性の高い道路等（公園、自動車駐車場及び自転車駐車場を含む。）が普及するよう、犯罪の防止に配慮した道路等の構造及び設備等に関する基準等を示した、下記防犯指針の周知を図ります。 □「防犯の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」 <p>②防犯に配慮した道路や通学路及び公園等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童等の通学時における安全を確保するため、防犯に配慮した通学路の整備を促進します。 歩行者の安全を確保するため、歩車道分離施設の整備等により、防犯機能の向上を図ります。 児童等の安全に配慮した都市公園の整備を促進します。 土地区画整理事業区域内の街路灯の適正配置や歩車道分離施設の整備等により、防犯機能の向上を図れるよう、事業主体に対して啓発指導します。 <p>③街路灯の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 街路灯の適正配置により、防犯機能の向上を図ります。 	<p>県民生活文化課 整備企画課 道路課 都市計画課 生活安全企画課 整備企画課 道路課 都市計画課</p>

具体的施策	具体的施策の内容	担当課
3) 店舗における防犯対策の強化	<p>①関係団体等に対する情報提供や技術的助言</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察署等関係機関・団体を通じ、防犯のために必要な情報の提供や助言を行います。 <p>②防犯対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関や深夜営業（コンビニエンスストア、ビデオ店、ガソリンスタンド等）の小売業者及びタクシー事業者に対し、防犯体制の整備、勤務体制（複数勤務の導入）の見直しを行うとともに、従業員に対する防犯指導などを徹底し、防犯対策を強化するよう働きかけます。 	<p>県民生活文化課</p> <p>生活安全企画課</p> <p>地域課</p>
4) 盗難の防止に配慮した自動車や自転車等の普及	<p>①関係団体等に対する情報提供や技術的助言</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察署等関係機関・団体を通じ、防犯のために必要な情報の提供や助言を行います。 <p>②盗難の防止に配慮した自動車や自転車等の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車や原動機付き自転車及び自転車の販売業者に対し、盗難の被害に強い自動車や自転車等の普及に努めるとともに、盗難防止ブザー、ひったくり防止ネット等の盗難防止装置の普及に努めるよう働きかけます。 	<p>県民生活文化課</p> <p>生活安全企画課</p> <p>地域課</p>
5) 防犯カメラの設置拡充	<p>①関係団体等に対する情報提供や技術的助言</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察署等関係機関・団体を通じ、防犯のために必要な情報の提供や助言を行います。 <p>②街頭における防犯カメラの設置拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体、企業、各種団体等に対し、犯罪抑止効果の高い防犯カメラについて、犯罪が多発する公園、通学路、自動車駐車場及び自転車駐車場等への設置拡充を働きかけます。 防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラを適切かつ効果的に活用するための「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の周知を図ります。 	<p>県民生活文化課</p> <p>生活安全企画課</p>

(4) 数値目標

番号	項目	現況	目標	担当課
11	防犯カメラの設置箇所数	3,020か所 2022(令和4)年末	3,500か所 2028(令和10)年末	県民生活文化課 生活安全企画課
12	通学路合同点検対象における安全対策実施率	42.6% 2023(令和5)年度	75.0% 2028(令和10)年度	道路課

施策8 安全・安心まちづくり推進体制の整備

(1) 趣旨

犯罪のない安全・安心まちづくりを総合的かつ効果的に進めるためには、取組主体である県、市町村、県民、事業者及び関係団体が連携を図り、一体となって防犯に関する取組を行うことが重要かつ効果的と考えられます。

そのため、多種・多様な実施主体が意見や情報を交換し、相互に連携して協力できる推進体制を確立するものであり、県内全域に、安全・安心まちづくりに係る取組の趣旨が伝わるような仕組みを構築します。

(2) 施策の展開

施策	具体的施策	具体的施策の内容（取組）
8 安全・安心まちづくり推進体制の整備	1) 県民一体となった体制づくり	① 県レベルの推進体制
		② 地域レベルの推進体制
		③ 官学連携による推進体制
		④ 庁内における推進体制
	2) 推進組織の連携及びネットワークづくり	① 県レベルと地域レベルの推進組織の連携
		② 市町村との連携
		③ 地域活動の支援

(3) 具体的施策の内容等

具体的施策	具体的施策の内容	担当課
<p>1) 県民一体となった体制づくり</p>	<p>①県レベルの推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県は、行政、警察、県民、事業者などの代表者で構成される「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会」を通じて ○犯罪のない安全・安心まちづくり推進のための広報・啓発 ○自主的な防犯活動の促進・支援 ○構成団体間の意見・情報交換及び連絡調整を図ります。 <p>②地域レベルの推進体制（17警察署単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の要望や意見の聴取、地域の実情に応じた防犯活動など、具体的で実効性のある防犯活動を推進するため、「各地区安全・安心まちづくり推進協議会」を通じて構成団体間の意見・情報交換及び連絡調整を図り、地域レベルの推進体制を充実させます。 <p>③官学連携による推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内大学と連携し、「サイバーセキュリティ対策テクニカルアドバイザー」制度や、大学生による各種防犯ボランティアなどの仕組みを通じて、各種知見の活用や防犯啓発活動の推進を図ります。 <p>④庁内における推進体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事を本部長とする庁内組織である「青森県安全・安心まちづくり推進本部（平成16年10月設置）」を中心に、知事部局、教育庁、警察本部が連携をとり、部局横断的に取り組むべき対策について調整を行います。 	<p>県民生活文化課 生活安全企画課 サイバー犯罪対策課</p>
<p>2) 推進組織の連携及びネットワークづくり</p>	<p>①県レベルと地域レベルの推進組織の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県レベルの協議会で協議・報告された事項について、地域レベルの協議会にフィードバックします。 ・県レベルの協議会においては、地域における課題や問題点等の把握に努めます。 <p>②市町村との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に最も身近な自治体である市町村において犯罪のない社会の実現に向けた独自の施策等が実施されるよう、必要な情報の提供等を行います。 <p>③地域活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が地域への支援活動を行う際の手引きとして「安全・安心地域会議設立ガイド」、「安全・安心地域づくり事例集」を県のホームページに掲載し、活用を促します。 ・防犯に係る各種の広報啓発資料を提供します。 	<p>県民生活文化課 生活安全企画課</p>

犯罪のない安全・安心まちづくり推進体制のイメージ

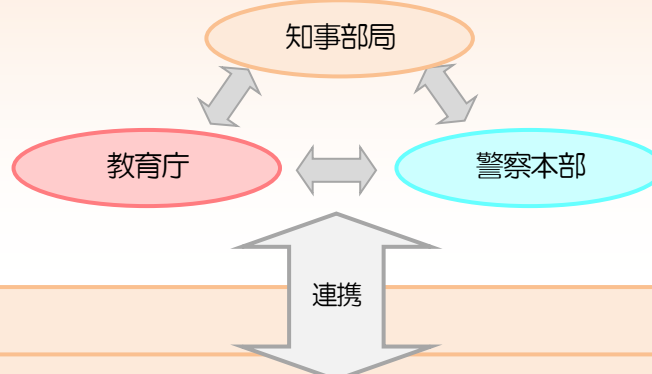
犯罪のない地域社会の形成 (犯罪のない安全で安心して暮らせる青森県づくりを目指す)

県レベルの推進体制

青森県安全・安心まちづくり推進本部

(平成 16 年 10 月 14 日設置)

- 構成 本部長：知事、本部員：各部局長等
- 役割 安全で安心なまちづくりに係る施策の総合的な推進等

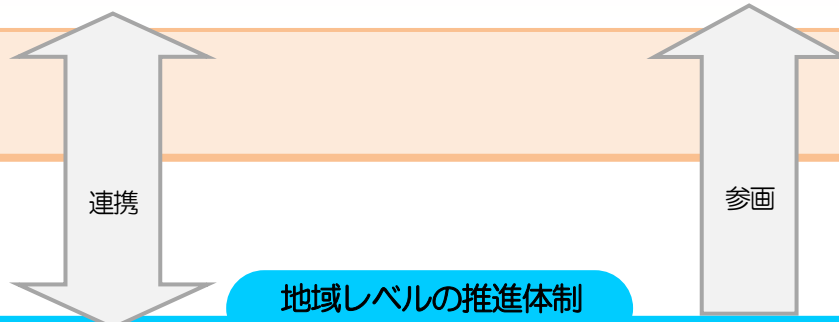


青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会

(平成 18 年 9 月 25 日設立)

- 構成 会長：知事、参加団体(※)：59 団体
- 役割 県レベルの安全・安心まちづくりに係る取組の情報交換・意見交換による団体相互間の連携強化等

※参加団体：教育団体、県民・地域団体、事業者団体、防犯団体、各地区安全・安心まちづくり推進協議会 等



地域レベルの推進体制

各地区安全・安心まちづくり推進協議会

(17 警察署)

- 構成 (例) 警察署、学校、市町村、事業者等の関係団体
- 役割 地域における安全・安心まちづくりの推進、地域における具体的取組についての協議・検討等

施策9 事業者との連携

(1) 趣旨

行政、警察、県民、事業者が一体となって、犯罪のない安全・安心まちづくりを推進していくためには、県民生活に密接なつながりを持つ事業者が、防犯に配慮した対策を自ら推進するとともに、地域社会の一員として防犯に係る取組へ参画することが求められています。

県は、青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会等を通じて、事業者との積極的な連携を図ります。

(2) 施策の展開

施策	具体的施策	具体的施策の内容（取組）
9 事業者との連携	1) 防犯に配慮した事業活動の促進	① 県・地域レベルの推進組織における連携
		② 事業者に対する情報提供
		③ 防犯に配慮した製品普及のための啓発
	2) 事業所等における防犯対策の強化	① 事業者への意識啓発
		② 防犯に配慮した施設の整備や従業員等への教育の促進
	3) 防犯に係る人財の育成	① 防犯責任者の設置促進
② 防犯責任者等のリーダーの育成		

(3) 具体的施策の内容等

具体的施策	具体的施策の内容	担当課
1) 防犯に配慮した事業活動の促進	<p>①県・地域レベルの推進組織における連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者の安全・安心まちづくりに対する理解と協力が得られるよう、県レベル及び地域レベルの推進体制を通じ、連携強化を図ります。 <p>②事業者に対する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業活動における防犯性を高めるため、事業者が防犯責任者を設置するなど、自主的な取組が促進されるよう、防犯対策や犯罪の発生状況等について、積極的に情報提供するとともに、意識の高揚を図ります。 <p>③防犯に配慮した製品普及のための啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 防犯に配慮した自動車、自転車、自動販売機、住宅設備等が普及するよう、当該事業者と連携して県民に広報活動を行います。 	<p>県民生活文化課 生活安全企画課</p>
2) 事業所等における防犯対策の強化	<p>①事業者への意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所等を通じ、従業員に消費者被害の未然防止等に向けた情報を提供する「消費生活情報ネットワーク」の構築に向け、県内の事業所等に参加を働きかけます。 事業所における防犯性を確保するため、防犯責任者の設置など具体的な防犯対策上の措置が講じられるよう、種々の機会を通じ、意識啓発を図ります。 <p>②防犯に配慮した施設の整備や従業員等への教育の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活情報ネットワーク参加の事業所等に対し、従業員向けの消費生活情報紙を毎月送付するなど、事業所等における消費者教育を推進します。 県民が一丸となって安全で安心なまちづくりを推進していくために、県民生活に密接なつながりを持つ事業者が自ら防犯に配慮した施設の整備や従業員の教育など、事業所や事業活動における防犯対策を推進するよう働きかけます。 	<p>県民生活文化課 生活安全企画課</p>
3) 防犯に係る人材の育成	<p>①防犯責任者の設置促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例に規定する防犯責任者の配置を働きかけます。 <p>②防犯責任者等のリーダーの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 防犯対策の中心となる防犯責任者等に対する情報提供等により資質の向上を図ります。 	<p>県民生活文化課 生活安全企画課</p>